



横浜市内 主な助成のご案内

	助成事業	内容	問い合わせ先
芸術活動支援	横浜における創造的活動助成 【先駆的芸術文化活動部門】	文化芸術のあふれる街横浜の推進を目的に、創造の担い手による創造性あふれた先駆的な芸術文化活動を助成 募集期間 第1期 平成23年3月1日(火)～平成23年3月31日(木) 第2期 平成23年6月1日(水)～平成23年6月30日(木) 応募資格 個人または団体	アーツコミッション・ヨコハマ 〒231-8315 横浜市中区本町6-50-1 ヨコハマ創造都市センター TEL: 045-227-7322 FAX: 045-221-0215 E-mail: acy@yaf.or.jp
企業連携支援	横浜における創造的活動助成 【企業・団体による創造的活動部門】	法人または団体が、アートやデザイン、コンテンツビジネスなどの創造産業分野と連携し、新産業の創出、都市の課題解決などの取り組みに対する助成 募集期間 平成23年3月1日(火)～平成23年4月30日(土) 応募資格 法人またはこれに準ずる団体(任意団体を含む)	
立地促進	芸術不動産 リノベーション助成	都心部の活性化及び創造産業の振興を図るため、既存の民間建築物で、新たにアーティスト、クリエイター等の活動拠点に整備・転用することにより、その活動を支援するビル改修に対する助成 応募資格 建物のオーナー、建物の運営者	
コミュニティ活性化	文化芸術による地域づくり事業 「横浜アートサイト2011」	横浜市内各地において、その地域独自の歴史や自然・国際性など豊かな資源の魅力を活かし、地域に密着したコミュニティの活性化を目指す団体をサポートするアート活動支援事業 応募締切 平成23年3月4日(金) 応募資格 横浜市民、NPO等を中心に組織した実行委員会または団体	公益財団法人横浜市芸術文化振興財団 協働推進グループ「横浜アートサイト2011」担当 〒231-8315 横浜市中区本町6-50-1 ヨコハマ創造都市センター TEL: 045-221-0325 FAX: 045-221-0215 E-mail: artsite@yaf.or.jp
にぎわい創出	マザーポートエリア活性化 推進事業	「横浜の顔」として魅力ある地域資源を持つマザーポートエリアの魅力向上と活性化を図ることを目的として、同エリアで実施される事業を支援 募集期間 第1期 平成23年2月10日(木)～平成23年3月10日(木) 第2期 平成23年6月14日(火)～平成23年7月11日(月) 応募資格 団体(法人格の有無は不問)	横浜市APEC・創造都市事業本部創造都市推進課※ マザーポートエリア活性化推進事業担当 〒231-0017 横浜市中区港町1-1 TEL: 045-671-4310 FAX: 045-663-1928 E-mail: ts-eizo@city.yokohama.jp
映画祭支援	横浜市映画祭開催支援事業	多様な映画作品を身近に鑑賞・体験できることを目的として、都心臨海部で開催される映画祭を支援 募集期間 平成23年2月3日(木)～平成23年3月3日(木) 応募資格 NPO法人、団体	横浜市APEC・創造都市事業本部創造都市推進課※ 映画祭支援事業担当 〒231-0017 横浜市中区港町1-1 TEL: 045-671-4310 FAX: 045-663-1928 E-mail: ts-eizo@city.yokohama.jp
観光プロモーション	横浜観光プロモーション 認定事業	横浜の集客力を高める事業や、来訪者の満足度を高める事業、およびヨコハマの観光・コンベンション都市としてのブランドを向上させる様々な事業を支援 募集期間 第1期 募集は終了しました 第2期 平成23年4月1日(金)～平成23年4月28日(木) 第3期 平成23年7月1日(金)～平成23年7月29日(金) 応募資格 設立後3年以上を経過している企業・団体など	財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー 事業部 〒231-0023 横浜市中区山下町2 産業貿易センター 1階 TEL: 045-221-2111 FAX: 045-221-2100 E-mail: ypf@www.welcome.city.yokohama.jp

助成事業の詳細につきましては、各窓口にお問合せください

※4月1日以降、文化観光局に名称変更する予定です。



クリエイター・ アーティストのための 事務所等開設支援助成

FOUNDATION FOR CREATORS AND ARTISTS TO SUPPORT ESTABLISHING OFFICE IN YOKOHAMA

2011

CREATORS

平成23年度 クリエイター・アーティストのための 事務所等開設支援助成 募集要項

アーツコミッション・ヨコハマ (ACY) は、「芸術文化のもつ創造性を活かした街づくり」「クリエイティブシティ・ヨコハマ」の推進のために、横浜に集うアーティスト、クリエイターをはじめとする様々な“創造の担い手”たちの活動支援を行なっています。この助成制度は、都心部の活性化及び創造的産業の振興を図るため、関内・関外地区の既存の民間建築物に、新規もしくは増床を伴う移転で、事務所・スタジオ・ギャラリー等を設置するクリエイター・アーティスト等に、助成金を交付するものです。

対象者

- 下記のいずれかに該当する「クリエイター・アーティスト等」を対象とします。
- 法人事業者(合名会社、合資会社、株式会社又は有限会社)又は個人事業者であって、表1に掲げる分野を主たる業務とし、申請時において過去2年間以上当該業務を営んでいる方。
 - 過去2年間以上の当該業務を営んでいる方は…
クリエイター、アーティストとして2年以上の収入の実績がある方。当該業務を営む法人内で、クリエイターとして2年以上在籍した後、独立した方。などを含みます。詳しくは、ご相談ください。
 - 次に掲げる条件をすべて満たす団体であって、申請時において過去2年間以上、表1に掲げる分野を主たる活動分野としている団体(以下「NPO」という。)
- 営利を目的とせず、自主的に、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動を行なっている団体。
 - 5人以上の構成員がいる団体。
 - 原則として、構成員となるのに条件のない団体。
 - ただし、「活動に必要な資格を有している」など、活動目的に照らして合理性のある加入条件をつけることはこの限りではない。
 - 構成員相互の親睦を目的とした団体、個人の学習活動や趣味的活動を目的とする団体、特定の人や団体の利益を目的とする団体、宗教活動・政治活動を行う団体等は対象となりません。
 - 剰余金の分配や出資金の返還などを行う団体は、非営利とみなせませんので、対象となりません。なお、収益活動を行なうことは問題ありません。
- 表1に掲げる分野の内容を履修できる大学院等に2年以上在籍した後、法人を設立する方。

分野	映像コンテンツ制作	デザイン制作	芸術活動	ギャラリー	インキュベーター	ディレクター
具体的な事業例	アニメーション、コンピュータグラフィックス、実写映像、ゲーム、WEB等制作	ビジュアルデザイン、グラフィックデザイン、建築デザイン、WEBデザイン等制作	美術家、舞台芸術家、音楽家等	古物営業法施行規則(1)美術品類を扱うギャラリー。 但し、インターネット取引を主とした業務の事務所使用のみは不可	クリエイター等の創作活動を支援する目的で、アトリエ、スタジオを管理運営する方	アートNPO

申請要件

- 対象者は下記の条件をすべて満たす「クリエイター・アーティスト等」です。
- 新たに対象区域(※1)の既存の民間建築物に入居し、表1に定める分野を主たる業務として営む事業所等(※2)(NPOにあっては、表1に定める分野を主たる活動分野として行う事業所等)を設置するクリエイター等であって、申請を行い、助成金交付を適当と認められた方。また、同様の条件で、対象区域内で移転し、事務所等の増床がある方。
 - 対象区域：関内・関外地区の一部(裏面別図参照)
 - ※2 事業所等：本社、事業所、スタジオ、アトリエ、研究所、ギャラリースペース、等(倉庫・保管場所、連絡員事務所、住居その他を除きます。)
 - 平成23年1月1日から12月31日までの間に当該事業所等に係る賃貸借契約を締結する方。加えて、その場所で、平成24年2月28日までに、事業所等を設置し、業務を開始する方。

❌ 次に掲げる方は助成を受けることができません。

1.対象区域内に既に事業所等を有している方	5.横浜市が設置する拠点への移転
2.法人市民税・市民税を滞納している方	6.重大な法令違反若しくは社会的な信用を著しく損なう行為をした者又は公序良俗に反するおそれがあると認められる方
3.当該事業所等の設置にあたり、横浜市の他の助成金の申請をする方(※)	7.横浜市の他の補助金又は助成金等の収入が当助成金の支援項目と重複する場合
4.過去に本助成金を得ている方	

ART DATA BANK

助成交付事業として採択された方はACY・アートデータバンクに登録させていただきます。ACY・アートデータバンクの詳細はホームページにてご確認ください。

<http://www.yaf.or.jp/artscommission/databank.html>

応募方法および提出書類

申請書に必要な事項を記入し右記の書類を揃えて、持参・郵送にてご提出ください(Eメール不可)。申請書などの様式はホームページからダウンロードできます。本申請に要した費用は、申請者の負担とします。申請書類、資料は返却しません。

申請様式は下記HPからダウンロードして下さい。
<http://www.yaf.or.jp/artscommission/grants>

提出期限 平成24年1月13日 必着

提出書類	法人事業者	個人事業者	NPO
交付申請書(第1号様式)	○	○	○
事業者概要書(第2号様式)	○	○	○
定款(写)	○		○※1
履歴事項全部証明書(写)	○		
決算報告書(写)(過去2か年分)	○		
法人市民税納税証明書	○		
確定申告書(写)又は源泉徴収票(過去2か年分)など		○	
市民税納税証明書		○	
役員名簿・会員名簿			○
過去2か年分の収支報告書・活動報告書			○
活動実績(過去の作品、事業報告、等)	○	○	○
事業計画			※2

※1 定款、規約、会則等
 ※2 ギャラリーの開設、法人の新規設立に該当する場合、事業計画書が必要で、書式は問いません。

助成額

事業所等の立地に必要となる初期費用の一部として、賃借する事業所等の面積(住居用途その他表1に定める分野の業務・活動に直接関係しない部分に係る面積を除く。)を3.3平方メートルで除した数値に48,000円を乗じた額(千円未満は切捨)とし、200万円を限度として助成金を交付します。増床の申請は、増床分の事務所等の面積が対象となります。ただし、申請要件を満たしている場合であっても、すべての助成対象者の助成金額の合計が予算を上回る場合には、助成金は申請額どおりではなく、予算の範囲内で按分、減額して交付となります。

【助成金額の例】50㎡のスペースを借りて、このうち33㎡を事務所として使用する場合……………33÷3.3×48,000円=480,000円

申請スケジュール(予定)



助成交付に伴う義務等

- 2年以上の業務・活動の継続
- 助成金の交付を受けた方は、進出後2年以内に、進出した事業所等を申請内容以外の目的に使用したり、再貸付の対象としたり、また退去することはできません。これに違反した場合、助成金の交付決定の取り消しや、既に交付した助成金の返還を求める場合があります。これらを確認するために、下記の2点に対応していただきます。
- 現地確認の受け入れ……交付後、申請された場所を現地確認させていただきます。
 - 活動報告……………年1回(2年間で2回)、ヒアリングを設定しますので、活動報告をお願いします。日程は、ACYよりご連絡します。

問い合わせ先・送付先

〒231-8315 横浜市中区本町6-50-1
 アーツコミッション・ヨコハマ
 クリエイター誘致助成 担当

TEL : 045-227-7322
 MAIL : acy@yaf.or.jp
 URL : www.yaf.or.jp/artscommission

受付時間
 11:00~19:00
 ※施設点検による休館日(不定)を除く。

情報公開 個人情報

本助成への申請内容の一部は「公益財団法人横浜市芸術文化振興財団の保有する情報の公開に関する規定」に則り、情報公開の対象となります。本規程では、個人情報や当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるものは開示しないことが認められています。(但し、人の生命、健康、生活又は財産保護のため公にすることが必要であると認められる場合を除きます。)

申請者から取得した個人情報については、適切に管理し、当該申請およびACY・アートデータバンク登録への対応以外に使用することはありません。

この助成制度の実施は、平成23年度横浜市予算案の市議会における議決及び平成23年度公益財団法人横浜市芸術文化振興財団事業計画・予算の評議員会における議決を経て、正式に決定されます。